

役員報酬規程改定のポイント
(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 105 号))

| 法人名 | 現 行 | 改 定 後 |
|--------------------|--|---|
| 北方領土 問題対策 協会 | <p>○ 常勤役員の期末特別手当 (12 月支給分)</p> <p>理事長 <u>2,424,779円</u> 理事 <u>1,748,204円</u></p> | <p>○ 常勤役員の期末特別手当 (12 月支給分)</p> <p>理事長 <u>2,659,435円</u> 理事 <u>1,917,385円</u></p> <p>平成26年12月1日から適用する。 (注)俸給月額及び非常勤役員手当は変更なし。</p> |
| 国民生活 センター | <p>○ 常勤役員の業績給 俸給の月額に <u>100 分の 182</u> の割合 を乗じて得た額に評価区分による 割合を乗じて得た額。</p> | <p>○ 常勤役員の業績給 俸給の月額に <u>100 分の 200</u> の割合を乗じ て得た額に評価区分による割合を乗じて 得た額。</p> <p>平成26年4月1日から適用する。 (注)俸給月額及び非常勤役員手当、特別手 当の支給割合は変更なし。</p> |

(参考) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律のポイント

1. 官民格差等に基づく本年度の給与水準改定(平成26年4月から遡及適用)

- ① 俸給表の引上げ 平均 0.3%
- ② ボーナス支給割合の引上げ 3.95 月分 → 4.10 月分
- ③ その他手当の改定(通勤手当、初任給調整手当の引き上げ)

2. 給与制度の総合的見直し(平成 27 年 4 月施行)

- ① 俸給表水準を平均 2%引き下げ
- ② 地域手当の見直し(現行 6 区分(18%~3%) → 7 区分(20%~3%))
- ③ その他手当の改定(広域移動手当、単身赴任手当等)

施行期日：公布の日(一部の規定は平成 27 年 4 月 1 日)